

## お知らせ掲示板

### くらし

#### 1月は市県民税第4期の納期です

##### 【納期限】1月31日

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関、郵便局またはインターネットでお申し込みください。

また、スマホ・タブレット端末を利用して、クレジットカードによる納付、スマートフォン決済もできます。

【市ホームページ】

【市納付サイト】



(納税課 ☎328-2204)

#### 軽自動車継続検査(車検)時における納税証明書の提示が原則不要になります

令和5年1月4日より、継続検査(車検)を受ける場合で、納付から車検までの期間がおおむね4週間以上ある場合は、軽自動車検査協会への納税証明書の提示が原則不要になります。ただし、対象車両に過去の未納がある場合や、軽自動車税納付後、車検までの期間が短い場合などは、従来どおり納税証明書が必要となります。

また、二輪小型自動車(250ccを超えるもの)については、【地方税共同機構】引き続き納税証明書の提示が必要です。

詳しくは、市民税課軽自動車税班へ。

(市民税課 ☎328-2181)

#### マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスがますます便利になります

令和5年1月4日より、本籍地が本市にあり住民登録が市外の方について、コンビニ等で戸籍全部事項証明が10円で取得可能になります。

なお、コンビニでの各種証明書発行はマイナンバーカードが必要です。この機会にぜひご申請ください。

■システムメンテナンスのため、証明書コンビニ交付サービスを休止します。

【休止期間】1月18日(水) 終日

(地域政策課 ☎328-2067)

#### 三山荘、東部交流センターが休館します

☑ 東部環境工場の定期保守点検に伴い、下記の期間は休館します。

■三山荘(☎380-7120)

期 1月24日(火)～3月20日(月)

■東部交流センター(☎349-0888)

期 2月12日(日)

※前日は午後5時に閉館します。

※足湯、シャワーは1月30日(月)～2月27日(月)まで利用できません。

詳しくは、各施設または東部環境工場へ。

(東部環境工場 ☎380-8211)

#### 市営住宅の定期募集

【入居予定日】3月1日(水)

☑ 既存団地の空室(募集案内に一覧を掲載)

【募集案内配布】期 1月4日(水)～18日(水)(土日祝は開館施設のみ) 時 午前9時～午後5時 場 市営住宅管理センター(市庁舎9階)、総合案内(市庁舎1階)、区役所、まちづくりセンター(市庁舎を除く) 申 1月10日～18日(消印有効)までに郵送で〒860-8601市営住宅管理センターへ

【抽せん会】期 1月30日(月)、31日(火) ※立会人のみ参加

【二次募集申込】回 ①2月3日(金)午前9時半～午後3時、②2月6日(月)～9日(木)午前8時半～午後4時 場 ①国際交流会館(5階大広間)、②市営住宅管理センター ☑ 一次で申し込みのなかった既存団地の空室(先着順)

【共通】☑ 中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)

詳しくは、市ホームページへ。

(市営住宅課 ☎328-2461)

#### 男女共同参画に関する市民グループ企画募集

☑ セミナーや講演会、ワークショップなど男女共同参画に関する市民グループ企画について、施設使用料(会場費)の減免、事業費の助成、広報協力などの支援を行います ☑ 来年5月～再来年3月までに実施可能であり、市民グループが実施主体であるもの ☑ 3組程度(書類選考・面談あり) 申 来年3月10日まで(必着)に申請書類を直接または郵送、メール(info@harmony-mimoza.org)で 〒860-0862中央区黒髪3丁目3-10男女共同参画センターはあもにいへ

(男女共同参画センターはあもにい ☎345-2550)

#### 第3回むしゃんよかバンド決定戦参加者募集!

期 2月12日(日) 場 熊本城ホール2階シビックホール ☑ 第3回むしゃんよかバンド決定戦の参加者を募集。[SDGs]をテーマにしたオリジナル楽曲(5分以内)を演奏 ☑ 熊本県内在住・18歳以下・3人以上で編成したバンド ※もしくは熊本県内の学校(高校生以下)に通学していること。

☑ 10～12バンド(応募多数の場合は選考) 申 1月20日までに熊本城ホールホームページ

(<https://www.kumamoto-jo-hall.jp/>)



kumamoto-jo-hall.jp/ 申込専用フォームへ

(熊本城ホール ☎312-3737)

#### 犯罪被害者週間シンポジウムWEB公開

犯罪の被害にあわれた方等がおかれている状況について市民の皆さまに理解を深めていただく「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)にあわせて、下記のテーマによるシンポジウムが開催されました。WEBでも視聴できますので、ぜひご覧ください。

【テーマ】「子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために～少年事件を考える～」

詳しくはくまもと被害者支援センターホームページへ。

(生活安全課 ☎328-2397)



#### 飲酒運転は絶対にやめましょう

飲酒は少量でも脳の機能をまひさせ、速度超過や判断ミスなどの危険運転につながります。年末年始は飲酒する機会が多くなりますが、飲酒運転は絶対にやめましょう。

飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

(生活安全課 ☎328-2397)

#### 若者消費者110番

「成人の日」にあわせて、若者を対象に、時間を延長して消費生活相談を行います。相談は全て無料です。

■消費生活相談員による相談

回 1月12日(木)～13日(金)

午前9時～午後6時

■弁護士による相談

回 1月13日(金)午後2時～4時(1人30分) 申 電話で消費者センターへ(要事前予約、先着順)

【共通】場 市消費者センター(市役所別館自転車駐車場5階) ☑ 市内に住むか通勤・通学する29歳以下の方



#### 「食品ロス削減」にご協力をお願いします!

みなさん「30・10(さんまるいちまる)運動」をご存じですか?

30・10運動は、会食時における、食品ロス削減のための取り組みです。

<乾杯後30分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう。【市ホームページ】

<お開き10分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)



#### アニサキスなど寄生虫による食中毒にご注意を!

アニサキスなどの寄生虫による食中毒が全国的に多発しています。肉や魚は十分に加熱したり、適切に冷凍したりすることで食中毒を防ぐことができます。予防方法など詳しくは、スマホ版へ。

(食品保健課 ☎364-3188)

#### 空地・空家の火災予防!

空地や空家は、いったん火災が発生すると発見が遅れ周囲に延焼する恐れがあります。

次の項目に注意し火災予防に努めましょう。

- 空地の枯れ草は刈り取り、燃焼の恐れのあるものは置かないようにする。
- 木くず、紙くずなど燃えやすいものは、放置しない。
- 空家などは、外部から侵入できないよう施錠する。
- ガスや電気は遮断し、危険物は置かないようにする。

■2022年度全国統一防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」(消防局予防課 ☎363-0263)

#### 人権擁護委員に委嘱された方々です

人権擁護委員(本市定員41人)は、法務大臣から委嘱され、地域の皆さんからの人権相談の対応や、人権についての啓発活動を行っています。令和4年10月1日付で新たに次の方々に委嘱されました(敬称略)。

谷口 美樹、西本 典子、滝本 恵子、高畠 敦子、今村 二重、津地 尚文、民長 博美、薬師寺 孝、福永 俊一

■電話等による人権相談

「みんなの人権110番」(☎0570-003-110)

「子どもの人権110番」(☎0120-007-110)

「女性の人権ホットライン」(☎0570-070-810)

「外国語人権相談ダイヤル」(☎0570-090-911)

インターネット人権相談受付窓口  
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

■区役所での人権相談(無料)

※事前予約が必要です。

場所	相談回数	相談期日
中央区役所 ☎328-2610	毎月2回	第1・第3火曜日 午後1時～4時
東区役所 ☎367-9121	毎月2回	第1・第3木曜日 午後1時～4時
西区役所 ☎329-1142	毎月2回	第2・第4水曜日 午後1時～4時
南区役所 ☎357-4112	毎月2回	第2・第4水曜日 午前9時～正午
北区役所 ☎272-1110	毎月2回	第1・第3木曜日 午前9時～正午

(人権政策課 ☎328-2333)

#### ペットも守ろう!防災対策

災害時にペットを守ることができるのは飼い主だけです。避難が必要か判断することはもちろん、避難生活で周りの人へ迷惑をかけず、安心して過

### くらしの中の人権 109

#### 犯罪被害者等に関する人権問題

犯罪被害に遭われた方やその家族の方々は、事件そのものに関する精神的負担や経済的・時間的な負担だけでなく、マスメディアによる取材や報道などで平穏な私生活が侵害されるなどの二次的な被害にも苦しんでいます。これらの問題は、被害者だけの力で解決することは難しく、社会的な支援が必要となります。

私たち1人ひとりにできることは、被害者の置かれた現状を十分に「理解し」、被害者の心に「寄り添い」、被害者の視点で「支えていく」ことです。被害者が一日も早く住み慣れた地域で、平穏な暮らしを取り戻していくために、身近に暮らす住民が率先して支援の輪を広げなければなりません。

そして、すべての人が安心して暮らすことができる『犯罪の無い明るい地域社会』を作りましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)

#### パブリックコメント結果公表

市立高等学校・専門学校改革基本計画(必由館高等学校編)素案

担当課 学校改革推進課(☎328-2708)

閲覧期間 12月19日(月)～1月31日(火)

閲覧場所 学校改革推進課、区役所、市ホームページなど

緑川水系 健軍川、藻器堀川・保田窪放水路の河川整備計画(素案)

担当課 河川課(☎328-2571)

閲覧期間 12月14日(水)～1月16日(月)

閲覧場所 河川課、区役所、市ホームページなど